

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度秋入学・2019年春入学
一般入学試験（A日程・8月18日分）

試験科目：商法

1. 出題趣旨

〔設問1〕

P社は取締役会設置会社であるため、取締役会において事前に株主総会の目的である事項として決定された事項以外の事項について決議することはできない(会社法309条5項)。議長はAの提案を拒否しなくてはならない。Aの提案につき決議が成立したのなら、法令違反の決議方法として会社法831条1項1号に基づき決議取消しの訴えを提起することができる。

〔設問2〕

本件株主総会の目的である事項は「取締役3名選任の件」なので本件株主総会において選任できる取締役は3名。すでに会社提案でY1～Y3の選任議案が出されているので、4名の中から3名を選ぶことになる。議長はBの提案の趣旨を①取締役4名の選任を求めているものか、②Y1～Y3のどれか1名に替えてBを選任することを求めているのか、質すべきであり、①であれば本件株主総会の目的事項以外の事項についての議案の提案であるとして当該提案を拒否し、②であれば、本件株主総会の目的である事項についての議案の提案であるとして当該議案につき審議し採決することになる(会社法304条)。

2. 採点実感

設問1は比較的よくできていたが、設問2については十分理解していない答案が少なくなかった。

3. 学習方法

論点中心の勉強ばかりするのではなく、まずは教科書を丁寧に読み込むこと。